

事 務 連 絡
平成 24 年 2 月 24 日

関係県廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

薪ストーブ等に使用する薪及びその使用に伴い発生する灰の取扱いについて

廃棄物の適正な処理の推進につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについては、平成 24 年 1 月 19 日付け環廃対発第 120119001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「薪ストーブ等を使用した際に発生する際に発生する灰の取扱いについて」（別紙 1 参照）、1 月 23 日付けで「「薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについて」に関する Q&A について」（別紙 2 参照）及び 2 月 8 日付けで「放射性物質に汚染された薪等を利用した際に発生する灰の取扱いについて」によりお知らせしたところです。

今般、環境省において東北地方及び関東地方における薪ストーブ等に使用する薪及びその使用に伴い発生した灰の放射能濃度調査を実施したところ、一部の地域において当該灰から高濃度の放射能濃度が検出されました*。

この結果を受け、放射性物質に汚染された薪等を使用した際に発生する灰の取扱いについて、上記通知等に従い対応いただくことを改めてお願いします。

また、薪ストーブ等に使用する薪の当面の取扱いについても、下記のとおり取りまとめました。

貴県におかれましては、本件の趣旨を御理解の上、管内の関係市町村等への周知をお願いいたします。

※…「東北地方及び関東地方における一般家庭等で使用される薪及び薪の灰等の調査結果について」（平成 24 年 2 月 24 日 環境省報道発表資料）

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14885>

記

薪ストーブ等を使用する場合は、その使用に伴い発生する灰が高濃度にならないよう、できる限り流通している薪（「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」（平成23年11月2日付け林野庁通知）で示された指標値である40Bq/kg以下のもの）又は安全が確認されている薪を使用する。やむを得ずそれ以外の薪を使用する場合には、放射性セシウムが付着している表面の部分を取り除いて使用することが望ましい。

<連絡先>

環境省廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 担当：豊村、大野

電話：03-3581-3351（内線6857、6279）

FAX：03-3593-8263

Email: hairi-haitai@env.go.jp